2019年
4月までに
準備を！

「働き方改革」関連法
対応説明会

罰則付き、70年で初めての大改正です！

来年４月より順次

- ☑ 残業時間が月100時間以上で違法に
- ☑ 有給休暇を５日取得しないと会社が違法に
- ☑ 正社員と契約社員とで賃金が違うと違法になる可能性あり

「残業代、タイムカード通りになんて払えない・・・」
「有給をみんなが取り出したら会社が回らない・・・」
「パートに正社員の給料だなんて無理！・・・」

説明の内容

1．何を対応すべきかハッキリしよう
2．他社事例のご紹介
3．社員に遠慮なく仕事を頼むには

特定社会保険労務士　平山久美子

「難しい法律にも、明快でわかりやすく説明してもらえる」と言われる数少ない社会保険労務士。法人の代表として自社のスタッフ教育や定着を図る仕組み作りに奮闘する他、社会福祉法人の労務管理セミナー講師多数。
著書：「社労士がやさしく教える　小さくても強い会社のつくり方
中小・零細企業の労務管理術」（中央経済社）

日程とお申込は
裏面へ

あおい社会保険労務士法人
〒231-0011　横浜市中区太田町6−79　アブソルート横濱馬車道ビル 4F
Tel. 045-264-8515　　Fax. 045-264-8565

FAX:045-264-8565 このままお送りください

主な改正内容　働き方改革関連法

- 有給休暇を管理し、確実な取得が義務化
- 残業時間を管理し、上限の規制が義務化
- 管理職も含めた労働時間の把握が義務化
- 従業員の心身の健康を考えた勤務間インターバル制度
- 柔軟な働き方を促進するフレックスタイム制度の拡充
- 正社員と非正規社員の格差是正を目指す同一労働同一賃金

「働き方改革」関連法対応説明会　申込書

下記にご記入のうえ、FAXしてください。追って弊社よりご連絡いたします。

以下のご記入をお願いします
貴社名
所在地
電話番号
メールアドレス
ご参加者　役職・氏名
ご参加者　役職・氏名
希望日程（希望日に〇）　2/13　2/22　3/7　3/15

日　時・参加費	**２０１９年　２月１３日（水）　１５：00～１７：00** **２０１９年　２月２２日（金）　１５：00～１７：00** **２０１９年　３月　７日（木）　１５：00～１７：00** **２０１９年　３月１５日（金）　１５：00～１７：00** **※　後日、個別無料相談６０分つき** **会場：あおい社会保険労務士法人　会議スペース** **参加費　３，２４０円（顧問先・紹介先無料）**

このお申込書に記入されたお客様の個人情報は、ご相談者情報として登録をさせていただきます。この情報は、今後のセミナー及び提供する商品やサービスのご案内についてのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

弊社の都合により、無料相談をお受けできない、または中止する場合もございます。また、これによる一切の損害賠償等の責任を負うことはできかねますので、ご了承ください。

あおい社会保険労務士法人

主催　問合せ　あおい社会保険労務士法人　セミナー担当：平山、三隅
〒231-0011　横浜市中区太田町6−79　アブソルート横濱馬車道ビル 4F
TEL：045－264－8515　FAX：045－264－8565